

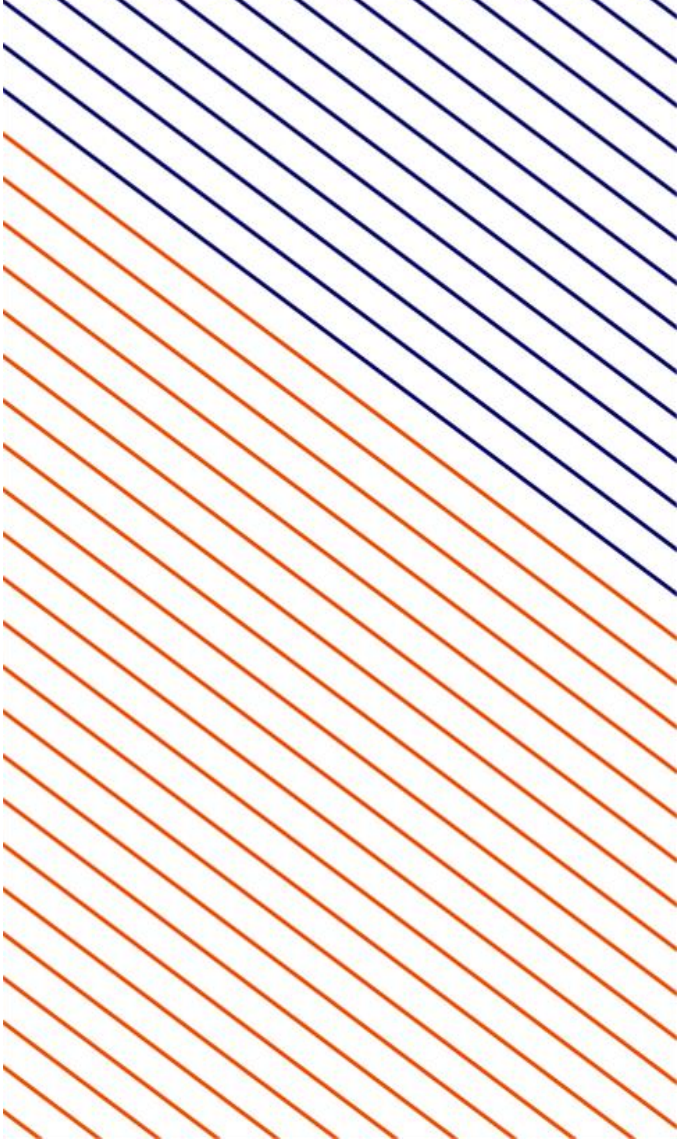
第31回 接続料の算定等に関する研究会 ヒアリングご説明資料

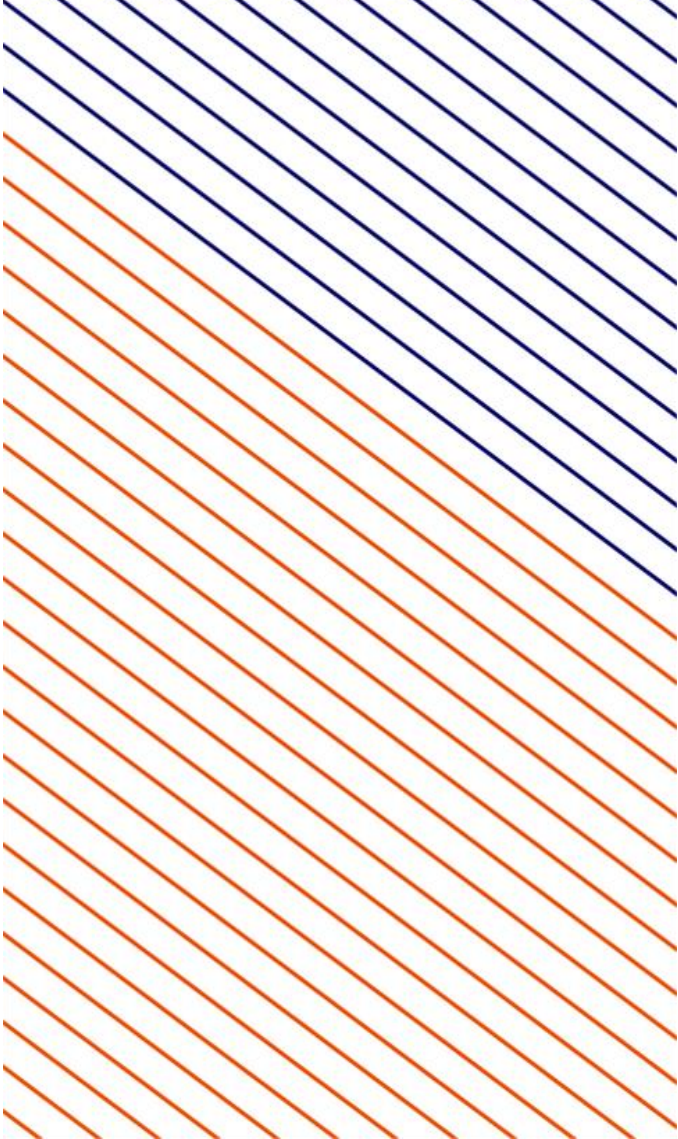
2020年4月24日

KDDI株式会社

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。



- 
1. 「卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール」の検討にあたって
 2. 卸役務の適正性の検証方法について

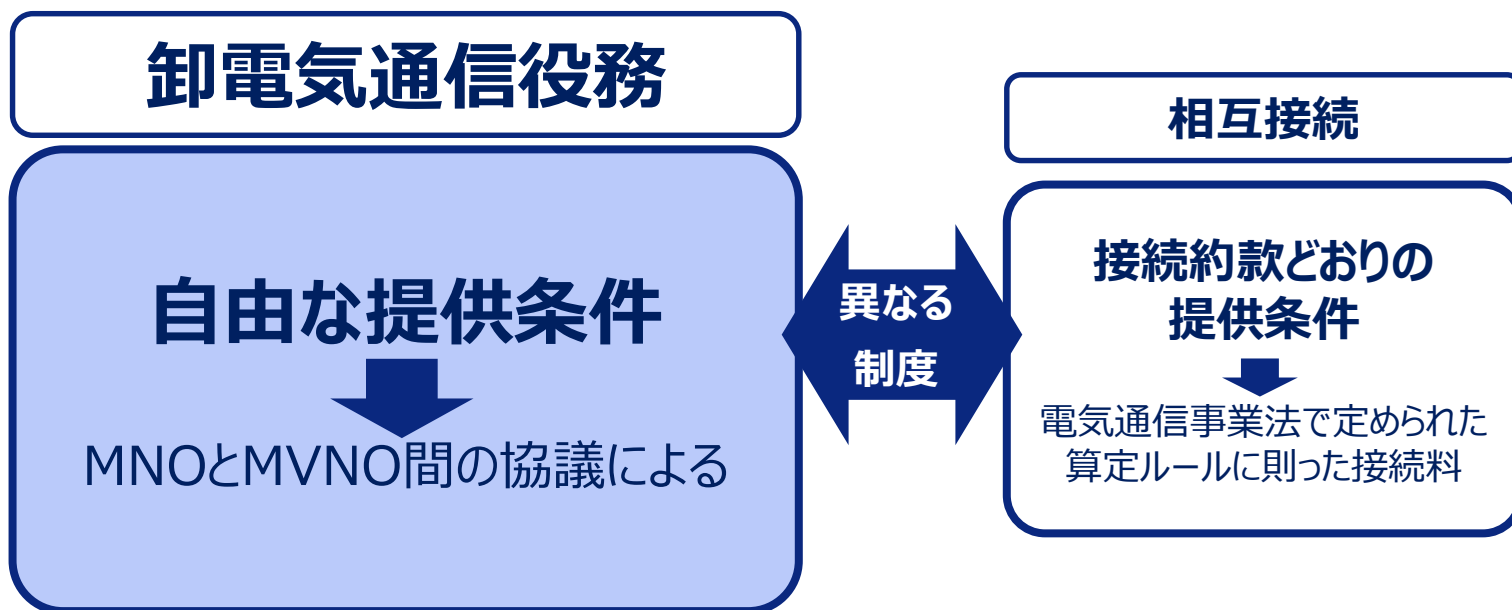


1. 「卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール」の検討にあたって

2. 卸役務の適正性の検証方法について

はじめに

卸契約は、ビジネスベースの自由な契約が認められている



新たなルール、規制を検討するならば
「多様な視点」による慎重な検討が必要

“「現時点」における接続との代替性の検証結果”のみをもって
議論することは適切とは言えない

検討に必要な「多様な視点」①

■ 固定とモバイルのそもそもの規制差分

<規制の現状>	固定 【第一種指定電気通信設備】	モバイル 【第二種指定電気通信設備】
指定根拠	アクセス回線の ボトルネック性 設備シェア50%以上	不可欠設備ではないが 電波の有限希少性 端末設備シェア10%以上
規制	<ul style="list-style-type: none"> • 接続約款の認可制 • 接続会計の整理義務 • 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> • 接続約款の届出制 • 接続会計の整理義務

✓ 固定市場（ボトルネック性あり）とモバイル市場（競争市場あり）の根本的な差分によって、**規制根拠が異なる**

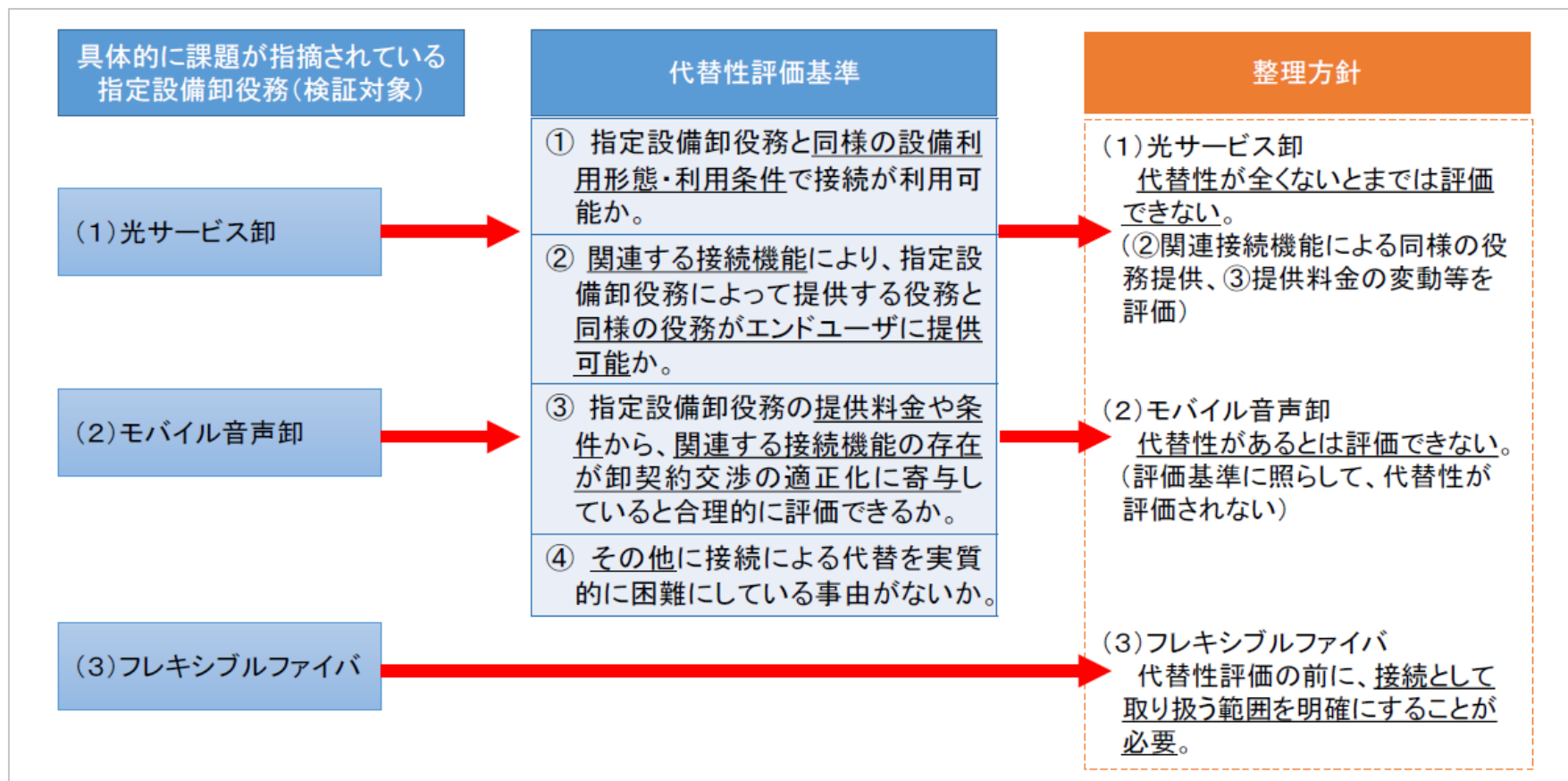
✓ **現に規制に差分がある**

これは、全ての規制の検討において、当然に考慮されるべき事項

検討に必要な「多様な視点」②

(参考)

前回会合資料において、「現時点の」代替性評価基準に基づく整理方針においては、光サービス卸とモバイル音声卸に差分あり、とされた。



総務省「指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理について」より抜粋

検討に必要な「多様な視点」②

■しかし、実質面では・・・

光サービス卸

代替性評価 基準①

同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を**利用できない**

代替性評価 基準②

- ・ アクセス部分のみを設備単位で利用する機能が存在
- ・ NGN相当のコアネットワークの構築により**提供可能**

実質的には、複数ユーザ収容単位での提供のため、新たな事業者の参入は採算面から困難。
⇒メニューはあっても実現できない

代替性評価 基準③

- ・ 卸料金を**二度にわたり値下げ**
- ・ 接続料原価となる指定設備のコストが踏まられている

同等

同等
あるいは
モバイルが勝る

比較すべき
ではない

モバイル音声サービス卸

同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を**利用できない**

卸役務を用いてエンドユーザーに提供可能な役務と同様の役務を**提供することができない**

実際には、

- ・ MVNO自身で音声設備を構築する方式により提供可能（詳細スライド7）
 - ・ 00XY自動付与についても検討開始（詳細スライド8）
- ⇒今明確なメニューはないが、実現可能

音声卸料金を設定して以来**変更が行われておらず**

実際は、**未協議**（詳細スライド9）

モバイル音声卸サービスが「代替性があるとは評価できない」との評価であるならば、光サービス卸も同等の評価であるべき

卸役務の代替性としての「接続」

MVNO自身で音声設備を構築する方式は MVNOとのデータ接続における形態と同様であり 接続の一つの形

第30回 接続料の算定等に関する研究会 プレゼン資料より抜粋



<当社プレゼン資料抜粋>

【参考3】音声通話(VoLTE)を接続で実現するための課題 制度的課題

- 携帯電話音声伝送役務の提供に当たっては、利用者に割り当てる音声伝送電話番号(070/080/090)の運用が必要となるが、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定には基地局要件が設けられており、MVNOによる番号の運用は不可。そのため、利用者に割り当てるための電話番号をMVNOが運用可能とするためには、制度改正について検討する必要がある。

中継電話サービスの00XY自動付与について

00XY自動付与について 具体的な要望を踏まえつつ検討着手

SLIDE No. 6

交換機におけるプレフィックス（00XY）付与

接続の場合であってもMNOと同等のサービス提供を実現

- ✓ 現状の音声接続（中継電話サービス）には「専用アプリの利用」が必要等
(12/3接続料研究会 事務局資料)

▼

- ✓ MVNOが音声接続を行う場合、当社の交換機においてプレフィックス番号を自動付与する開発を行うことで解決可能

- 当社は、過去MVNOとの音声接続に係る協議において、当社交換機側でプレフィックス番号を付与する開発を行う方式が選択可能である旨を説明。
- 音声接続に係る要望があれば、過去の協議と同様、実現に向けて真摯に対応を行う考え。

ユーザー側で00XYの付与は不要

© 2020 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

第30回 接続料の算定等に関する研究会 NTTドコモ殿プレゼン資料より抜粋

各社の状況の考慮

当社は、MVNOとの具体的協議をまだ行っていない。
まずは、MVNOとの協議に委ねるべき。

(新たなルールの適用は、MVNOとの協議が整わない場合のみにすべき)

卸料金の条件見直し

接続による提供

00XY自動付与

⋮

MNOとMVNO
の協議
(MVNOにて方式の
比較検討)

合意



合意に
至らず

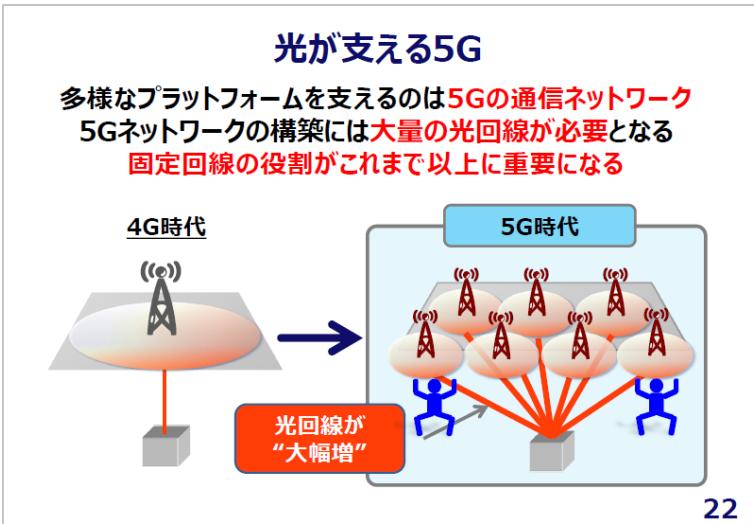
卸料金
検証

検討に必要な「多様な視点」③

■ 将来的な課題への考慮

- ✓ 今後の5Gネットワークの整備における光回線の重要性
- ✓ NWスライシングの時代におけるボトルネック網の柔軟な利用の促進

一種指定設備の活用に関する将来課題



22 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」当社プレゼン資料抜粋

今回の新たなルールや規制整備の結果が今後の先例となる
 ↓
 これらが「卸」により提供される可能性を踏まえた検討が必要

現時点における接続との代替性の評価のみをもって
 近視眼的に規制を検討することは不適切
 将来的な課題にも十分な考慮がなされるべき

「多様な視点」についてのまとめ

① 固定とモバイルのそもそもの規制差分

⇒ 一種指定設備により強い規制の必要性が認められてきた

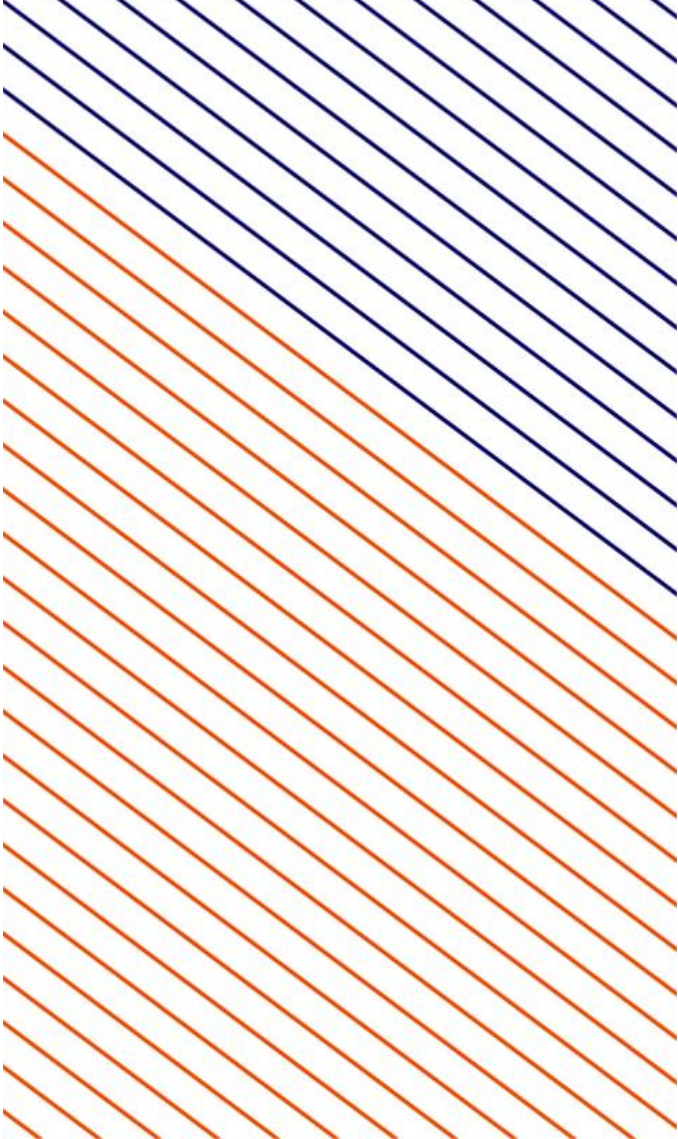
② 実質的な代替手段の存在

⇒ 光サービス卸とモバイル音声卸は同等の評価となるべき

③ 将来的な課題への考慮

⇒ 一種指定設備の活用の将来課題を考慮すべき

このような多様な視点からの検証を踏まえれば、「卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール」というテーマにおいて、**現時点で、モバイル音声卸に光サービス卸より強い規制を課すべき合理的な理由が存在するとは考えられない**



1. 「卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール」の検討にあたって

2. **卸役務の適正性の検証方法について**

卸役務の適正性の検証について

卸契約は、ビジネスベースの自由な契約が認められている

- 第一種指設備を用いた卸役務においても、卸料金を規制する規定はない。
- むしろ、第一種指設備の接続料の適正性を検証するスタックテストにおいては、利用者料金収入は、接続料に20%以上の営業費相当分の加算が求められている。

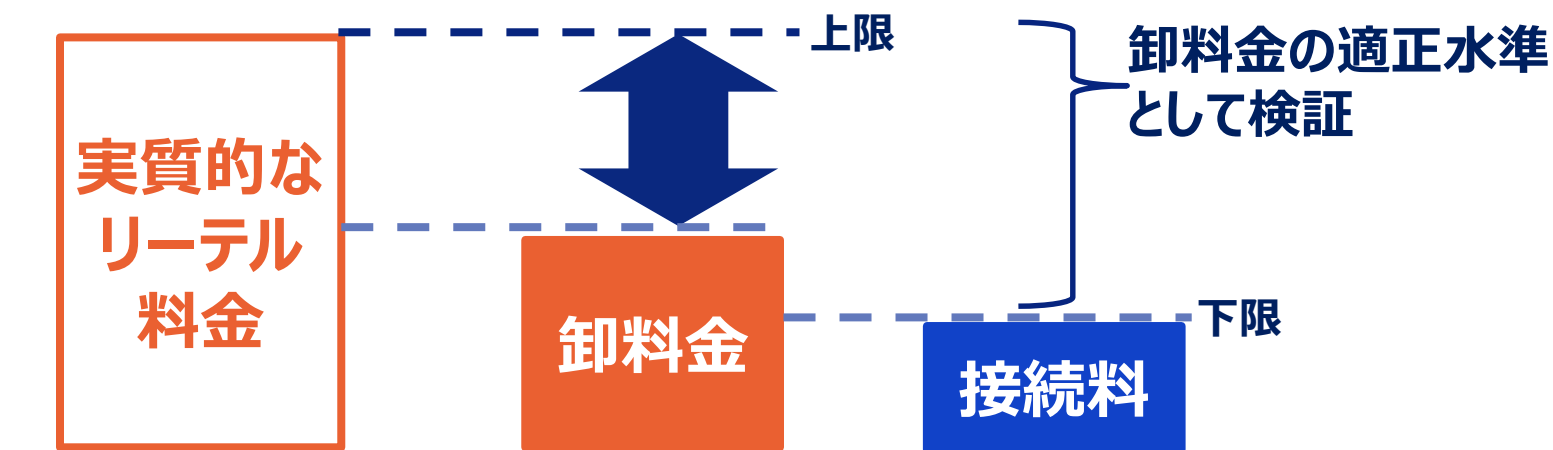
これらを踏まえれば、卸役務の適正性（卸料金の適正性）の検証は、卸元事業者のサービス提供料金（リテール料金）をベースに行われることで問題ないのではないか

卸役務の適正性の検証について

つまり、

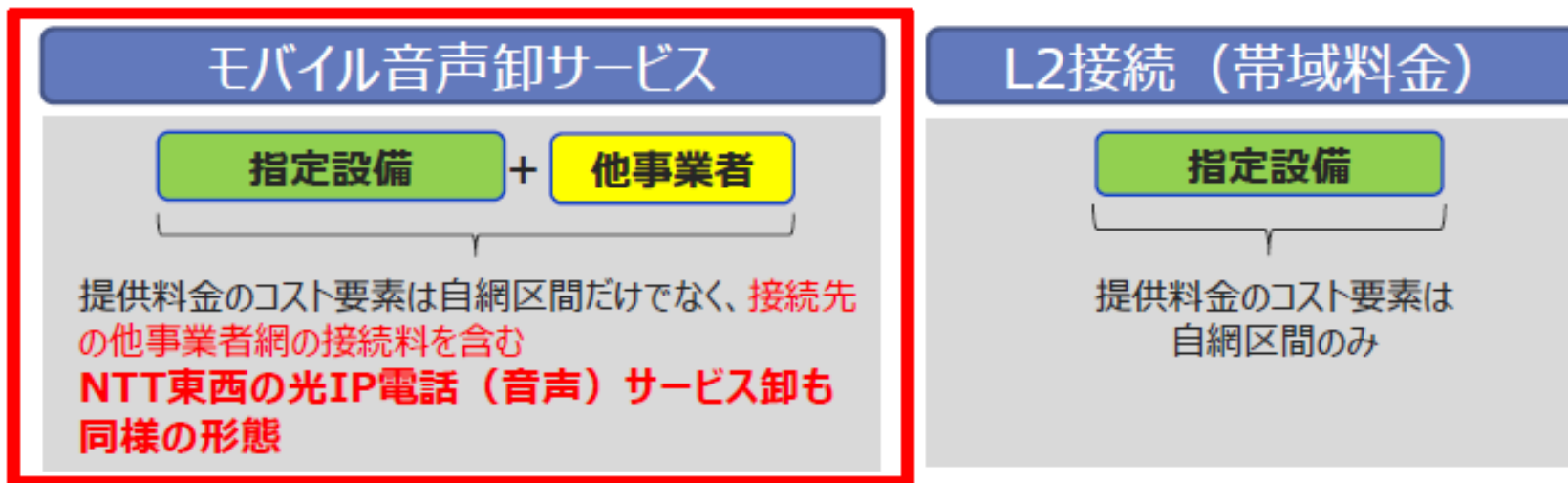
モバイル音声卸市場における**実質的なリテール料金**※
水準を把握し適正性を検証することが適当

※実質的なリテール料金：MNOの料金プラン（定額、準定額、従量）全ての売上を踏まえた実質小売価格



モバイル音声サービス卸の提供条件の検証のあり方

音声サービスの卸料金には 他事業者の設備がコスト要素に入っている



**卸の提供条件の適正性検証において
「接続」に関するルールを当てはめることは不適切
事業者間協議に委ねるべき**

モバイル音声サービス卸の提供条件の検証のあり方

更に、MNOの設備においても
指定設備のコスト以外の様々な要素が含まれており
接続料をベースとした検証は不適切

【モバイル音声サービス（MNO設備）】

(接続でMVNO自身が構築する場合にも同様のコストが必要)

指定設備のコスト

指定設備以外の設備・機能のコスト

設備以外のコスト（様々な創意工夫）

ネットワーク外部性コスト

- 他事業者との相互接続協議
- 緊急通報機関との接続
- 地方自治体との連携
- 端末ベンダーとの品質調整
- エリア品質向上の取組 等

現在のネットワーク効率を実現するため
加入者規模拡大に要した費用

MNOのモバイル音声サービスを利用するにあたりMVNOもこのコストを負担すべき

- ✓ 卸契約は、ビジネスベースの自由な契約が認められている
- ✓ 卸契約の適正性を検証するのであれば、実質的なリテール料金をベースに、接続料を下限として間に収まっているかを検証するのが適当
- ✓ モバイル音声サービス卸については、他社設備区間や、指定設備以外の様々なコストが含まれており、接続料をベースにした検証は不適切
- ✓ 当社は、MVNOとの協議において値下げ対応も行う予定である

Tomorrow, Together
KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au